

○長崎県屋外広告物条例施行規則

昭和39年10月8日長崎県規則第110号
改正

昭和42年3月31日規則第23号
昭和46年7月30日規則第49号
昭和49年4月1日規則第34号
昭和49年6月21日規則第45号
昭和61年7月31日規則第43号
平成8年6月14日規則第46号
平成10年3月31日規則第12号
平成11年3月31日規則第21号
平成17年3月31日規則第46号
平成17年8月16日規則第74号
平成18年2月24日規則第3号
平成20年3月25日規則第14号
平成21年3月31日規則第29号の6
平成24年3月23日規則第12号
平成25年4月30日規則第40号
平成27年7月17日規則第32号
平成29年3月24日規則第16号
平成30年3月30日規則第10号
平成30年4月27日規則第25号
平成30年10月12日規則第44号
令和3年3月19日規則第25号
令和3年9月7日規則第77号
令和6年12月10日規則第34号
令和7年2月21日規則第3号
令和7年11月28日規則第13号
令和8年3月17日規則第6号

長崎県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

長崎県屋外広告物条例施行規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和36年長崎県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第2条 条例第5条又は第6条第3項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）正副2通を提出しなければならない。

（許可等の基準）

第3条 条例第6条第1項第3号、同条第2項第1号から第4号まで、同条第4項第2号及び第4号及び同条第5項の規定による基準は、別表第1（適用除外の基準）のとおりとする。

2 条例第10条の規定による基準は、別表第2（許可地域の区分）に応じ、別表第3（許可の基準）のとおりとする。

（許可の期間）

第4条 条例第9条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の期間は、別表第4（許可の期間）のとおりとする。

（更新の許可の申請）

第5条 条例第9条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が1年以上3年以内のものにあってはその期間の満了の日の1月前、その他のものにあっては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第2号）及び屋外広告物安全点検報告書（様式第2号の2）

をそれぞれ正副2通提出しなければならない。

(副本及び許可証票の交付)

第6条 知事は、第2条又は前条の規定による許可の申請に基づき、広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は許可の期間の更新を許可したときは、申請書の副本に許可印(様式第3号)を押し、許可証票(様式第4号)を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙については、当該はり紙に許可済印(様式第5号)を押し、許可証票の交付にかえるものとする。

(許可の証票)

第7条 条例第11条の規定により、貼付すべき許可の証票は、前条の規定により申請者に交付された許可証票とする。

(点検)

第7条の2 条例第12条の2第1項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。

2 条例第12条の2第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅牢なもので、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じると知事が認めるものとする。

3 条例第12条の2第2項第2号に規定する同等以上の知識を有する者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者

(2) 建築基準法第12条第1項に規定する建築物調査員

(3) 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

(4) 前3号に掲げる者のほか、知事が認める者

(届出及び副本の交付)

第8条 条例第13条第2項又は第18条第3項第1号の規定による届出は屋外広告物除却(滅失)届(様式第6号)、条例第18条第1項の規定による届出は屋外広告物許可申請書(様式第1号)又は屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第7号)同条第2項又は同条第3項第2号の規定による届出は屋外広告物管理者等設置・変更届(様式第7号)、同条第3項第3号の規定による届出は屋外広告物変更届(様式第8号)を提出してするものとする。この場合において、屋外広告物変更届にあっては、正副2通を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による屋外広告物変更届を受理したときは、届書の副本に届出済印(様式第9号)を押し、届出人に交付するものとする。

(立入検査を行う職員及び身分証明書)

第9条 条例第15条第1項及び第44条第1項の立入検査を行う者(以下この条において「立入検査を行う者」という。)は、次に掲げる者のうちから、知事が指定する。

(1) 土木部都市政策課の職員

(2) 各振興局の職員

2 条例第15条第2項及び条例第44条第2項に規定する身分を示す証明書は、証明書(様式第10号)によるものとする。

3 立入検査を行う者は、前項の証明書を紛失し、又は毀損したときは速やかに知事に届け出なければならない。

4 立入検査を行う者が第1項に規定する身分を失ったときは、速やかに第2項の証明書を返還しなければならない。

(屋外広告物の管理者)

第10条 第7条の2第1項の規定は、条例第17条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について準用する。

2 第7条の2第2項の規定は、条例第17条第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について準用する。

3 条例第17条第2項の規定に規定する規則で定める資格を有する者は、第21条第1号に掲げる者及び条例第38条第1項第2号から第4号までに掲げる者とする。

(軽微な変更)

第11条 条例第18条第3項第3号かっこ書に規定する軽微な変更は、定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更とする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所)

第12条 条例第24条第1項第1号の規則で定める掲示する場所及び同条第2項の保管物件一覧簿(様式第11号)を備え付ける規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した各振興局とする。ただし、長崎県事務処理の特例に関する条例(平成12年長崎県条例第45号)第2条の規定により、市町が広告物又は掲出物件を保管することとされた場合にあっては、当該市町が定めた場所とする。

(保管した広告物又は掲出物件の売却)

第13条 条例第26条の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でない認められる場合は、随意契約により行うことができる。

(保管した広告物又は掲出物件の返還)

第14条 条例第28条の規則で定める受領書は、様式第12号によるものとする。

(屋外広告業の登録及び更新)

第15条 登録申請者は、登録申請書(様式第13号)を屋外広告業を営もうとする主たる区域を所管する振興局長を経由して提出するものとする。

2 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に定めるものとする。

- (1) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。))である場合にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては当該法人及びその役員)を含む。)が、条例第32条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第38条第1項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(法人である場合にあってはその役員をいい、未成年者である場合にあってはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあってはその役員)を含む。)の略歴書
- (4) 登録申請者が法人である場合又は未成年者でその法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者(当該登録申請者が未成年者である場合は当該登録申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合を除く。))の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (6) 登録申請者が選任した業務主任者が本人若しくはその従業員(登録申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。)であることを証する書面又は当該業務主任者の住民票の抄本

3 前項第1号の誓約する書面は、様式第14号によるものとする。

4 第2項第3号の略歴書は、様式第15号によるものとする。

5 条例第29条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者登録証)

第16条 条例第31条第1項の屋外広告業者登録簿は、様式第16号によるものとする。

2 条例第31条第2項の規定による登録申請者への通知は、屋外広告業者登録証(様式第17号)によるものとする。

(変更の届出)

第17条 条例第33条第1項の規定により変更の届出をする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を変更届出書(様式第18号)に添付しなければならない。

- (1) 条例第30条第1項第1号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

- (2) 条例第30条第1項第1号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が個人である場合に限る。） 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (3) 条例第30条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (4) 条例第30条第1項第3号に掲げる事項の変更 第15条第2項第1号及び第3号の書面並びに登記事項証明書
- (5) 条例第30条第1項第4号に掲げる事項の変更 法定代理人に係る第15条第2項第1号及び第3号の書面並びに法定代理人が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (6) 条例第30条第1項第5号に掲げる事項の変更 第15条第2項第2号及び第6号の書面（廃業等の届出）

第18条 条例第35条に規定する届出は、屋外広告業廃業届出書（様式第19号）により行うものとする。

（講習会）

第19条 条例第37条第1項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の講習要目及びその内容は、別表第5（講習要目等）のとおりとする。

（受講手続等）

第20条 条例第37条第1項の規定による講習会を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付のうえ講習会受講申込書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 住民票抄本又は住民票謄本
 - (2) 次条の規定により講習会の課程の一部の免除を受ける者は、同条各号の一に該当することを証する書類
- 2 知事は、前項の講習会受講申込書を受理したときは、講習会受講票（様式第21号）を交付する。
- 3 知事は、講習会の課程を修了した者に修了証明書（様式第22号）を交付する。

（講習会課程の一部免除）

第21条 知事は、講習会を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講習要目の屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を所持している者、技能検定に合格した者及び職業訓練を修了した者のうち帆布製品製造取付けに係るもの
- （講習会運営の委託）

第22条 条例第37条第2項の規定により知事が講習会の運営に関する事務を委託する場合は、講習会を的確に実施する能力を有する法人でなければならない。

（標識の掲示）

第23条 条例第39条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 登録番号及び登録年月日
 - (3) 業務主任者の氏名
- 2 条例第39条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第23号によるものとする。
- （帳簿の記載事項等）

第24条 条例第40条の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び当該表示又は設置の年月日
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 法令に適合していることの確認
- (5) 許可が必要な場合にあつては許可の確認
- (6) 請負金額

- 2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。
- 3 第1項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第1項の帳簿(第2項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第25条 条例第43条第1項の規則で定める閲覧所は、長崎県土木部都市政策課及び各振興局とし、同項の規定による屋外広告業者監督処分簿は、様式第24号によるものとする。

2 条例第43条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分の内容
- (2) 処分の期間
- (3) 法令違反の内容
(申請書等の提出)

第26条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書又は届書は、この規則に特別の定めのある場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する箇所を所管する振興局長を経由して知事に提出するものとする。

(景観行政団体等の特例を適用する市町)

第27条 条例第46条第2項の規則で定める市町の名称及びその行う事務の範囲は、次の表のとおりとする。

市町の名称	事務の範囲
大村市 松浦市 五島市 小値賀町	条例制定事務等の全部

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
(支庁長委任規則の一部改正)
- 2 支庁長委任規則(昭和37年長崎県規則第16号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(昭和42年規則第23号)抄
1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。
附 則(昭和46年規則第49号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和49年規則第34号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(昭和49年規則第45号)
1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。ただし、第10条の次に7条を加える改正規定中第11条及び第12条に関する部分は、この規則の施行の日から起算して90日を経過した日から施行する。
(振興局長及び支庁長委任規則の一部改正)
- 2 振興局長及び支庁長委任規則(昭和42年長崎県規則第38号)の一部を次のように改める。
〔次のよう〕略
(長崎県証紙条例施行規則の一部改正)
- 3 長崎県証紙条例施行規則(昭和41年長崎県規則第66号)の一部を次のように改める。
〔次のよう〕略

附 則（昭和61年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。
（経過規定等）
- 2 長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成8年長崎県条例第16号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する規則で定める既存広告物等は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうな物で、建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたものとする。
- 3 改正条例附則第2項に規定する規則で定める期間は、7年間とする。
- 4 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の長崎県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条に規定する基準に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間（附則第2項に規定するものにあつては、7年間）は、なお従前の例による。
- 5 改正後の規則第3条の規定は、施行日以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に改正前の長崎県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成10年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。
（経過規定）
- 2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の長崎県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条に規定する基準に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間（長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成8年長崎県規則第46号）附則第2項に規定するものにあつては、7年間）は、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第3条の規定は、施行日以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第74号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。
（長崎県証紙条例施行規則の一部改正）
- 2 長崎県証紙条例施行規則（昭和41年規則第66号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第12号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月30日規則第40号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年7月17日規則第32号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第16号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月12日規則第44号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月7日規則第77号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年12月10日規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式のうち、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という）に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

附 則（令和7年2月21日規則第3号）

この附則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日規則第13号）

この附則は、令和7年12月2日から施行する。

附 則（令和8年3月17日規則第6号）

この附則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (適用除外の基準 第3条関係)

共通基準	
朱色の発光塗料を使用しないものであること。	
区分	基準
条例第6条第1項第3号に係るもの	1 条例第3条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.03平方メートル以下であること。 2 条例第5条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.3平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第1号に係るもの	1 条例第3条に規定する地域又は場所においては、露出したネオンを使用しないもので、1箇所につき表示面積が5平方メートル以下であること。 2 条例第5条に規定する地域又は場所においては、1箇所につき表示面積が10平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第2号に係るもの	1 土地の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオンを使用しないもので、その土地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 2 物件の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオンを使用しないもので、1物件につき表示面積の合計が0.3平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第3号に係るもの	工事中の期間中に表示するもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第2項第4号に係るもの	冠婚葬祭又は祭礼を特定するに足る広告物又は広告物を掲出する物件で、冠婚葬祭又は祭礼の期間中に表示又は設置するものであること。
条例第6条第4項第2号に係るもの	1 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2 条例第4条第1項第9号に掲げる物件については、表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、その物件の面積の3分の1以下であること。
条例第6条第4項第4号に係るもの	周囲の景観と調和したもので、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第5項に係るもの	別表第3その2のはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗の基準に同じ。

備考 この表において、「1箇所」とは、1住所又は事業所若しくは作業場をいう。

別表第2 (許可地域の区分 第3条関係)

地域区分	適用地域
第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に定められた地域
第2種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域

第3種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に定められた地域
---------	---

別表第3 (許可の基準 第3条関係)

その1 (共通基準)

共通基準	
1	環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
2	朱色の発光塗料を使用しないものであること。
3	側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
4	交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
5	第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1箇所につき50平方メートル以下であること。
6	第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1箇所につき100平方メートル以下であること。

その2 (広告物の種類ごとの基準)

広告物の種類	規制地域の区分	基準
地上広告物	第1種許可地域	1 1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。
	第2種許可地域	1 1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、13メートル以下であること。
	第3種許可地域	1 1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
屋上広告物	共通	1 建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと。 2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。
	第1種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の1以下であること。
	第2種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの2分の1以下であること。
	第3種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の2以下であること。
壁面広告物(自家広告物等を除く。)	第1種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の4分の1以下であること。
	第2種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の3分の1以下であること。
	第3種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の2分の1以下であること。
突出広告物	共通	1 道路への突出幅は、1.0メートル以下であること。

			<p>2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。</p> <p>3 広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。</p> <p>4 建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。</p>
		第1種許可地域	建築物からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
アーチ広告物		共通	1 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。
		第1種許可地域	1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。
		第2種許可地域	1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。
		第3種許可地域	1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。
広告 幕	横断幕	共通	<p>1 幅は、2メートル以下であること。</p> <p>2 地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。</p> <p>3 歩道上のみを横断して表示しないものであること。</p> <p>4 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。</p>
	懸垂幕		<p>1 幅は、1メートル以下、長さは10メートル以下であること。</p> <p>2 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。</p>
広告旗		共通	<p>1 1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。</p> <p>2 道路敷に、表示し、又は設置するものでないこと。</p>
気球広告		共通	<p>1 網を使用するもので、その幅は1メートル以下、長さは12メートル以下であること。</p> <p>2 気球の上端から取付部分までの長さは、50メートル以下であること。</p> <p>3 設置場所から半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。</p>
電柱等 利用 広告	巻付広告	共通	<p>1 長さは、1.5メートルであること。</p> <p>2 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。</p> <p>3 電柱等1本につき、1個であること。</p> <p>4 街灯柱に表示するものでないこと。</p>
	つり下げ広告		<p>1 長さは、1.2メートル以下、幅は0.5メートル（突出幅は0.6メートル）以下であること。ただし、消火栓標識に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。</p> <p>2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。</p> <p>3 歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、その区別のない道路では原則的に民地側を向けて取り付けるものであること。</p> <p>4 電柱等1本につき、1個であること。</p>

簡易 廣告物	立看板等	共通	5 支電柱に表示するものでないこと。
	はり札等		1 横0.9メートル、縦（あしを含む。）2.1メートル以下であること。 2 同一のものを連続して表示するものでないこと。 3 道路敷に、原則として表示し、又は設置するものでないこと。
	はり紙		1 表示面積は、1平方メートル以下であること。 2 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。 3 壁面等にのり、接着剤等によってはり付けるものでないこと。
自家広告物等	条例第3条に規定する地域又は場所	1 露出したネオンを使用しないものであること。 2 1箇所の表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 3 1及び2のほか、広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	
道標、案内図板その他公共的 目的をもった広告物	条例第3条に規定する地域又は場所	1 露出したネオンを使用しないものであること。 2 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。	
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- 1 1箇所 1住所又は事業所若しくは作業場をいう。
- 2 自家広告物等 条例第6条第2項第1号の規定による広告物又は広告物を掲出する物件をいう。

別表第4（許可の期間 第4条関係）

種類		許可の期間
1	はり紙、はり札等及び立看板等	1月以内
2	広告旗、広告幕及び気球広告	3月以内
3	1及び2に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	3年以内

別表第5（講習要目等 第19条関係）

講習要目	講習要目の内容
1 屋外広告物に関する法令	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長崎県屋外広告物条例及び同施行規則の趣旨を周知徹底させるとともに、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係諸法との関係について一般的知識を習得させることを目標とする。
2 屋外広告物の表示の方法に関する事項	都市における良好な景観の形成又は風致の維持と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させることを目標とする。
3 屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的知識を修得させることを目標とする。